

「マイナ保険証」についておさらいしましょう －従来の健康保険証は有効期限が切れています－

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



1. はじめに

2025年12月1日に従来の健康保険証有効期限が切れ、翌2日から「マイナ保険証（健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカード）」を基本とする仕組みに移行しています。

一方、2025年10月末時点の全人口に対するマイナンバーカードの保有率は79.9%、そのうちマイナ保険証の登録率は87.8%、そして実際に医療機関等でマイナ保険証を利用した割合は37.1%となっており、当分の間は従来の健康保険証を持参して医療機関を受診しようとする方が続くことが予想されます。

こうした中、厚生労働省は、移行期の混乱を抑えるための特例措置として、「加入している保険者の違いなく、すべての保険証が2026年3月末まで使える」とこととしましたが、この措置も4か月という短い期間であるため、その後に再び混乱が生じる恐れがあります。

そこで全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」）は、加入者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう、マイナ保険証の利用普及をすすめています。

本稿では、従来の健康保険証に変わる「マイナ保険証」のメリットと登録方法、マイナ保険証以

外の保険資格の確認手段となる「資格確認書」についてお知らせします。

本誌の読者の多くは協会けんぽに加入の事業主の方々と聞いております。従業員の中にも普段から定期的に通院されている方は、既にマイナ保険証を利用して受診、あるいは資格確認書で受診していると思いますが、あまり病院に行くことのない方にはまだ認知されていないという現状がありますので、改めてご周知いただけますようお願いいたします。

2. マイナ保険証のメリット

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すると、次のようなメリットがあります。

①過去の受診情報等をふまえた医療を受けられる

- 別の医療機関や薬局で処方された薬や健診結果の情報を医師や薬剤師に共有することができます（受付時に情報提供への同意が必要）。

②手続きなしで高額な窓口負担が不要

- 高額療養費制度の限度額を超えた額の一時的な支払や還付請求の手続きが不要になり、急なケガや病気での入院時にも安心して医療を受けられます。

③確定申告の医療費控除が簡単

- マイナポータルとe-Taxを連携し、医療費控除に使用できる医療費通知情報をマイナポータル経由で取得すると、確定申告時に自動入力されます。

④救急時、適切な応急措置・病院選定に活用

- マイナンバーカードを持ち歩いていると、救急隊員が診療情報、お薬情報などを参照できるようになるため、搬送中の応急措置や病院の選定を適切に行うことができます。

⑤引越しや、就職・転職の後もそのまま使える

- 更新が不要で、新しい健康保険証の発行を待たずに、手元のマイナンバーカードをそのまま使えます（新しい保険者への加入手続きは必要）。

3. マイナ保険証の登録方法

マイナンバーカードの利用登録方法は、主に次の3つです。

①医療機関・薬局で登録（診察受付と同時に登録）

- ・マイナンバーカードを顔認証付カードリーダーに置き、画面の指示に従って受付操作、健康保険証登録をします。



②マイナポータル（スマホアプリ）で登録

- ・アプリ「マイナポータル」をインストールし、ホーム画面の「健康保険証」を選択、画面の指示に従って利用者証明用暗証番号（マイナンバーカード申請時に設定した4桁の番号）を入力、マイナンバーカードの読み取りを行います。



③セブン銀行ATMで登録

- ・ATM画面の「各種お手続き→マイナンバーカードの健康保険証利用の申込」を選択、画面の指示に従いマイナンバーカードを挿入、利用者証明用暗証番号を入力します。



4. マイナ保険証を利用しない場合の「資格確認書」

2025年12月2日以降のマイナ保険証以外の保険資格の確認手段として、「資格確認書」が交付されます。これを提示することで、これまでどおりの保険診療を受けることができます。なお、交付対象の方は以下のとおり、「申請不要で交付される方」と「申請により交付される方」に分けられます。



協会けんぽの資格確認書は黄色のカード型

①申請不要の方

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録をしていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

②申請により交付される方

- ・マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方など）
- ・マイナンバーカードを紛失・更新中の方

申請不要の方については、従来の健康保険証の有効期間が切れる2025年12月1日までに資格確認書が交付されていますので、受診等の際は従来の健康保険証ではなく、資格確認書を提示する必要があります。

なお、協会けんぽ茨城支部加入の送付対象者には、2025年10月中旬から下旬に、資格確認書を被保険者のご自宅に発送しました。

申請により交付される方については、申請の方法や必要書類が保険者によって異なりますので、それぞれの窓口に確認してください。

詳しくは、協会けんぽホームページをご確認ください。

「今から使おう！ マイナ保険証」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sb5010/mytourokukunin/>

